

欧州宇宙機関憲章

1297 UNTS 161

1975年5月30日署名開放

1981年10月30日発効

この条約の締約国は、

宇宙分野に属する活動に必要な、人的、技術的及び財政的資源の重要性は、これらの資源が欧州諸国の個々の能力を超えるに至っていることを考慮し、

1972年12月20日に採択され、1973年7月31日に確認された欧州宇宙会議の決議が、欧州宇宙機関という新しい機関を、欧州宇宙研究機構及び欧州ロケット開発機関から設立することを決定しており、合理的に可能な限り進んだかつ迅速な欧州の国家宇宙計画の統合が一つの欧州宇宙計画を作成するために求められることを決定していることを考慮し、

宇宙研究及び技術並びに宇宙応用の分野において、これらの科学的目的及び運用中の宇宙応用システムのための利用のために、もっぱら平和目的で、欧州の協力を継続し強化することを希望し、

これらの目的を達成するために、現在、宇宙に充てられた資源の最善の利用によって、欧州の宇宙に関する努力全体の効率を増大すること及びもっぱら平和的な目的を有する欧州宇宙計画を定めることを可能にする、単一の欧州宇宙機関を設立することを希望して、

次のとおり協定した。

第 1 条 機関の設立

1. この条約によって、「欧州宇宙機関」(以下「機関」という。)の名称を有する欧州機関を設立する。
2. 機関の加盟国(以下「加盟国」という。)は、第 20 条及び第 22 条の適用上、この条約の締約国である国である。
3. すべての締約国は、第 5 条 1(a)の規定にいう義務的活動に参加し、附属書 2 に定められた機関の固定共同経費を拠出する。
4. 機関の本部はパリ地域に置く。

第 2 条 任務

機関は、次の手段で、宇宙研究及び技術並びにその宇宙応用を科学的目的及び運用中の宇宙応用システムに利用するために、もっぱら平和的な目的で、これらの分野における欧州諸国間の協力を確保し、かつ、発展させる任務を有する。

- (a) 長期的な欧州宇宙政策を作成し実施すること、加盟国に対して宇宙に係る目標を勧告すること、及び他の国家的・国際的な組織及び機関に関する加盟国の政策について協議すること。
- (b) 宇宙分野における活動及び計画を作成し及び実施すること。
- (c) 欧州宇宙計画及び国家計画を調整し、実用衛星の開発に関して、国家計画を徐々にかつ可能な限り完全に欧州宇宙計画に統合すること。
- (d) 機関の計画に適当な産業政策を作成し及び実施すること、及び加盟国に一貫した産業政策を勧告する。

第3条 情報及びデータ

1. 加盟国及び機関は、宇宙研究及び技術並びにその宇宙応用の分野に属する科学的及び技術的情報の交換を容易にする。ただし、いずれの加盟国も、機関の枠外で得た情報の通知が、自国の安全保障の必要性、第三者との協定の規定又は当該情報を得た条件に適合しないと考える場合には、当該情報を通知する義務はない。
2. 機関は、第5条に定める活動の実施を確保するにあたって、その科学的成果を実験の主任研究者が利用した後に公表し、又はその他の方法で広く入手できるように配慮する。この結果生ずる還元されたデータは機関の財産である。
3. 機関は、契約又は協定の締結にあたって、それらから生ずる発明又は技術データに関して、自己の利益及び関連計画に参加する加盟国の利益、並びにその管轄下にある自然人及び法人の利益の保護のために適切な権利を留保する。これらの権利は、特にアクセス権、開示権及び利用権を含む。これらの発明及び技術データは参加国に通知される。
4. 機関の財産である発明及び技術データは加盟国に開示する。当該加盟国及びその管轄下にある自然人又は法人は、無料で自身の必要のために利用することができる。
5. 理事会は、前記の諸規定の適用の詳細な規則をすべての加盟国の2/3の多数によって採択する。

第4条 要員の交流

加盟国は、自国の領域への入国、滞在又は自国の領域からの出国に関する法令の要員への適用に適合する範囲内で、機関の権限内の業務に関係する要員の交流を容易にする。

第 5 条 活動及び計画

1. 機関の活動は、すべての加盟国が参加する義務的活動及び当該活動への参加に関心がないことを明瞭に宣言する加盟国を除いてすべての加盟国が参加する選択的活動を含んでいる。

(a) 機関は、義務的活動として、

(i) 教育、資料収集・分類整理、将来のプロジェクトの研究及び技術研究作業のような基礎的な活動の実施を確保する。

(ii) 衛星その他の宇宙システムを含む科学的計画の作成及び実施を確保する。

(iii) 関連情報を収集しかつ加盟国に対してこれを配布し、欠陥及び重複を指摘し、国際的及び国家的な計画の調和のために助言及び援助を与える。

(iv) 宇宙技術の利用者との定期的な接触を維持し、彼らの必要について調査する。

(b) 機関は、選択的活動として、附属書 3 の規定に基づいて、特に次のものを含むことができる計画の実施を確保する。

(i) 衛星その他の宇宙システムの研究、開発、製造、打上げ、軌道投入及び管理。

(ii) 打上げ手段及び宇宙輸送システムの研究、開発、製造、利用。

2. 機関は、宇宙応用の分野において、必要な場合には、すべての加盟国の過半数による議決によって理事会が定める条件で運用活動を確保することができる。機関は、従って、次のことを行う。

(a) 関係運用機関に対して、機関の施設で当該運用機関の役に立つものを自由に使用させる。

(b) 必要な場合には、関係運用機関のために、運用中の実用衛星の打上げ、軌道投入及び管理を確保する。

(c) 利用者によって要請され、理事会によって承認されるその他のすべての活動を実施する。

運用活動の経費は当該利用者が負担する。

3. 機関は、第2条(c)に定める計画の調整及び統合として、適当な時に、加盟国から新しい宇宙計画に関するプロジェクトの通知を受け、加盟国の間での協議を容易にし、必要な見積を行い、かつすべての加盟国の全会一致によって、理事会が採択する適切な規則を作成する。計画の国際化の目的及び手続は附属書4に定める。

第6条 施設及び業務

1. 機関は、機関に委任された計画の実施について、

(a) これらの義務の準備及び監督に必要な内部の能力を維持し、この目的上、当該活動に必要な施設及び設備を設置しかつ運用する。

(b) 加盟国の国家機関による計画又は当該機関との協力による計画の若干の部分の実施を可能にする特別な取極、又は機関自体による若干の国家の設備の管理に関する特別な取極を締結することができる。

2. 当該計画の実現にあたって、加盟国及び機関は、既存の設備及び利用可能な業務を最善にかつ優先的に利用するように努め、かつ、これらを合理化するように努める。従って、既存の手段の利用可能性を検討した後にのみ、新しい設備及び業務を設置する。

第 7 条 産業政策

1. 機関が第 2 条(d) に基づいて作成しかつ適用する任務を有する産業政策は、特に次のことを考慮しなければならない。

(a) 欧州宇宙計画及び調整された国家宇宙計画の必要に費用対効果的な方法で対応すること。

(b) 宇宙技術を維持し及び開発し、市場の必要に適合する産業構造の合理化及び開発を奨励し、第 1 にすべての加盟国の既存の産業の潜在力を利用することにより、世界における欧州産業の競争力を改善すること。

(c) すべての加盟国が、その財政拠出金を考慮して、欧州宇宙計画の実施及び宇宙技術の関連開発に衡平に参加すること、及び機関は、特にその計画の実施上、機関のために開始された技術的利益を有する作業に参加する最大限の可能性を与えられている加盟国全体の産業を最大限可能な限り優先する。

(d) すべての場合において競争入札の利点を利用すること。ただし、これが産業政策の規定されたその他の目標に適合しない場合を除く。

理事会は、すべての加盟国の全会一致によって、その他の目標を定めることができる。

これらの目標の実現に関する詳細な規定は、附属書 5 及び理事会がすべての加盟国の 2/3 の多数によって採択され、かつ、定期的に改正の対象となる規則において定める。

2. 機関はこれらの計画の実施について、第 6 条 1 の規定に定める内部の能力の維持と両立し得る限度において、外部の契約者を最大限に利用する。

第 8 条 打上げ機及び宇宙輸送システム

1. 機関は、自己のミッションを定めるにあたって、計画の枠内で開発された又は加盟国によって若しくは機関の実質的な貢献によって開発された打上げ機その他の宇宙輸送システムを考慮し、その利用が考慮の際に入手可能な他の打上げ機又は宇宙輸送手段の利用に比して、費用、信頼度及び任務への適合の面で過度に不都合である場合を除いて、所要の搭載物のための、これらの打上げ機その他の宇宙輸送システムの利用を優先する。
2. 参加国は、第 5 条に定める活動又は計画が、打上げ機又はその他の宇宙輸送システムの利用を含む場合には、当該計画が承認又は受諾のために理事会に提出される際に、考慮する打上げ機又は宇宙輸送システムについて理事会に通知する。計画の実施中に参加国が、当初採用されたもの以外の打上げ機又は宇宙輸送システムを利用することを希望する場合には、理事会は、計画の当初の承認又は受諾についてと同じ規則に基づいて、この変更に関して決定する。

第 9 条 設備の使用、加盟国に対する援助及び生産物の提供

1. 機関は、機関の活動及び計画のための利用がそれによって損なわれないことを条件として、自国の計画の必要のために機関の設備を要求する加盟国に対して、当該国の費用で機関の設備を提供する。理事会は、すべての加盟国の 2/3 の多数による議決によって、この利用に関する実施の方式を決定する。
2. 1 以上の加盟国が、第 5 条に定める活動及び計画のほかに、機関の任務の枠内で、プロジェクトの開始を希望する場合には、理事会は、すべての加盟国の 2/3 の多数によって、機関の援助を与えることを決定することができる。その結果、機関について生ずる経費は、加盟国又は関係加盟国が負担する。
3. (a) 機関の計画の枠内で開発された生産物は、計画の財政に参加し、かつ自国の必要のために当該生産物を要求する加盟国に提供される。

理事会は、すべての加盟国の 2/3 の多数によって、当該生産物が提供される実際の方式、及び、特に、要請を行う加盟国が当該生産物を得ることができるように、機関がその契約者に対して講ずるべき措置を決定する。

(b) 当該加盟国は、機関に対して、契約者が提案した価格を正当でありかつ妥当であると考えられるかどうか、及び、同様の条件において当該価格を機関自体の必要を満たすために容認できるとみなすかどうかを陳述するよう要求することができる。

(c) 本項に定める要求を満たすことによって、機関にとっていかなる費用の増大をも生じさせることはできない。要求を行う加盟国は要求の結果生ずるすべての費用を負担する。

第 10 条 組織

機関の組織は、理事会並びに職員によって補佐される事務局長である。

第 11 条 理事会

1. 理事会は、加盟国の代表によって構成される。
2. 理事会は、必要に応じて、代表レベル又は閣僚レベルで会合する。理事会が別段の決定を行わない限り、会合は機関の本部で行う。
3. (a) 理事会は 2 年の任期で議長及び副議長を選出する。その任期は一度に限り 1 年間更新することができる。議長は理事会の作業を指揮し、その決定の準備を確保する。議長は加盟国に選択的計画の実施の提案を通知する。議長は機関の組織の活動の調整に協力する。議長は、理事会の代表を通じて、機関に関する一般的な方針の問題について、加盟国と連絡を維持し、当該問題に関する加盟国の見解を調和させるように努力する。会合の合間に、議長は事務局長に助言し、かつ、事務局長から必要な情報を受ける。

(b) 議長は役員会によって補佐される。役員会の構成は理事会が決定し、議長が会合を召集する。役員会は、議長のもとで理事会の会合の準備について、諮問の役割を果たす。

4. 理事会は、閣僚レベルで会合する場合には、当該会期の議長を選出する。同議長は次の閣僚レベルでの会期を召集する。

5. この条約のその他の条項において定められる、これらの規定に基づく任務のほかに、理事会は、

(a) 第 5 条 1(a) (i) 及び(ii) に定める活動及び計画に関して、

(i) すべての加盟国の過半数によって、これらの活動及び計画を承認する。このために行われた決定は、すべての加盟国の 2/3 の多数によって行う新しい決定によってのみ修正することができる。

(ii) すべての加盟国の全会一致の決定によって、次の 5 年間機関の使用に提供すべき財源の程度を決定する。

(iii) すべての加盟国の全会一致の決定によって、各 5 年間の 3 年目の終了時にむけて、状況の再検討の後、この 3 年目の終了時に開始する新たな 5 年間に機関の使用に提供しなければならない財源の程度を決定する。

(b) 第 5 条 1(a) (iii) 及び(iv) に定める活動に関して、

(i) その任務に対応する機関の方針を定める。

(ii) すべての加盟国の 2/3 の多数によって、加盟国に宛てた勧告を採択する。

(c) 第 5 条 1(b) に定める選択計画に関して、

(i) すべての加盟国の過半数によって各計画を容認する。

(ii) 適当な場合には、その実施中に計画の優先順位を決定する。

- (d) 機関の年次作業計画を定める。
 - (e) 附属書 2 に定める予算に関して、次のものを採択する。
 - (i) すべての加盟国の 2/3 の多数によって、機関の年次一般予算。
 - (ii) 参加国の 2/3 の多数によって、各計画予算。
 - (f) すべての加盟国の 2/3 の多数によって、機関の財政規則その他のすべての財政規定を定める。
 - (g) 第 5 条 1 に定める義務的及び選択的活動に関する経費を検討する。
 - (h) 機関の検査を受けた年次会計簿を承認し及び公表する。
 - (i) すべての加盟国の 2/3 の多数によって、職員規定を採択する。
 - (j) すべての加盟国の 2/3 の多数によって、機関の平和的な目的を考慮して、機関の活動の枠内で又はその協力によって実現された技術及び生産物の加盟国の領域外への移転を許可する規則を採択する。
 - (k) 第 22 条の規定に基づき、新しい加盟国の加入を決定する。
 - (l) 第 18 条の規定に基づいて加盟国がこの条約を廃棄し又は加盟国でなくなる場合には、第 24 条の規定に基づいて講ずべき措置を決定する。
 - (m) この条約の枠内で、機関の任務達成に必要なその他のすべての措置を講ずる。
。
- 6.(a) 各加盟国は理事会において 1 票を有する。ただし、加盟国は、もっぱら当該加盟国が参加しない容認された計画にのみ関係する問題に関して投票権を持たない。
- (b) 加盟国は、当該加盟国が参加する第 5 条に定める活動及び計画全体としての機関への拠出の延滞金が、現在の会計年度について決定された拠出金を越える場

合には、理事会において投票権を持たない。他方、当該加盟国が参加する第5条1(a)(ii)又は(b)に定める計画の、いずれか一つとして加盟国が支払うべき拠出の延滞金が、現在の会計年度について決定された当該計画への拠出金を越える場合には、当該加盟国は、もっぱら当該計画のみに関係する問題について理事会での投票権を持たない。このような場合に、すべての加盟国の2/3の多数が、未払が当該加盟国の意志とは別の状況に基づいていると考える

場合には、当該加盟国に対して、理事会における投票を許可することができる。

(c) すべての加盟国の代表の過半数の出席が理事会が有効に討議するために必要である。

(d) この条約に別段の定めがない限り、理事会の決定は、出席し投票する加盟国の単純多数決によって行われる。

(e) この条約に定める全会一致又は過半数を決定するにあたって、投票権を持たない加盟国は考慮しない。

7. 理事会は、その内部規則を定める。

8.(a) 理事会は、第5条1(a)(ii)に定める義務的科学計画に関する問題を審議する科学計画委員会を設立する。理事会は、すべての場合において財源の程度を決定し、かつ年次予算を採択する任務を保持した上で、当該委員会に対して当該計画についての決定を行うことを許可する。科学計画委員会の任期は、すべての加盟国の2/3の多数によりかつ本条の規定に従い、理事会により定められる。

(b) 理事会は、機関の任務の達成に必要なその他の補助機関を設立することができる。理事会はすべての加盟国の2/3の多数によりこれらの機関の設置を決定し、権限を定め、当該機関が決定を行う権限を有する場合を定める。

(c) 補助機関がもっぱら第5条1(b)に定める選択的計画の一つにのみ関係する問題を検討する際に、非参加国は、すべての参加国が別段に決定を行わない限り、投票権を持たない。

第 12 条 事務局長及び職員

1.(a) 理事会は、すべての加盟国の 2/3 の多数によって、所定の任期で事務局長を任命する。理事会は、同じ多数決によって、事務局長を解任することができる。

(b) 事務局長は、機関の最高の行政職員であり、すべての行為において機関を代表する。事務局長は、理事会から受ける指示に従って、機関の管理、計画の実施、方針の適用及び任務の遂行に必要な措置をとる。機関のすべての施設はその権限の下に置かれる。事務局長は、機関の財政管理にあたって、附属書 2 の規定に従う。事務局長は、理事会のために、公刊される年次報告を作成する。事務局長はまた、活動及び計画並びに機関の任務遂行を確保するのに適した措置に関する提案を提出することができる。事務局長は、投票権を有することなく、機関の会合に参加する。

(c) 理事会は、この条約の効力発生の後又はその後空席が生ずる場合に、必要と判断する期間、事務局長の任命を延期することができる。この場合に、理事会は、事務局長の代理として行動する者を任命する。その権限と責任は、理事会が決定する。

2. 事務局長は、理事会によって許可された限度において、必要と判断する科学上、技術上、行政上の職員及び事務職員によって補佐される。

3.(a) 理事会が定める管理職員は、事務局長の提案によって理事会が雇用しかつ解雇する。理事会が行う雇用及び解雇は、すべての加盟国の 2/3 の多数による議決を必要とする。

(b) その他の職員の構成員は、理事会の代理者として行動する事務局長によって任命され又は解雇される。

(c) 職員全体は、加盟国の国民の間での職責の適切な配分を考慮して、その資格に基づいて採用される。雇用は職員規則に基づき行われ又は終了する。

(d) 職員ではない、機関の施設において研究を行う研究者は、事務局長の権限の下に置かれ、理事会が採択する一般規則に従う。

4. 機関に対する事務局長及び職員の責任は、もっぱら国際的な性格を有する。その任務の遂行にあたって、事務局長及び職員は、いずれの政府又は機関以外のいずれの当局からの指示も受けてはならない。加盟国は、事務局長及び職員の構成員の責任の国際性を尊重し、その任務の遂行にあたって、これらの者に影響を及ぼそうとはしない。

第 13 条 財政拠出

1. 各加盟国は、第 11 条 5(a) (iii) に定める 3 年毎の再検討の際に、又はすべての加盟国の全会一致によって新しい拠出比率表の作成を決定する場合に、理事会がすべての加盟国の 2/3 の多数によって採択する拠出比率表に従って、第 5 条 1(a) に定める活動及び計画の実施経費、及び附属書 2 に基づく機関の共同経費を拠出する。拠出金の拠出比率表は、統計が利用可能な最も新しい 3 年間の各加盟国の国民所得の平均に基づいて作成する。ただし、

(a) いずれの加盟国も、これらの費用を賄うために理事会が決定する拠出総額の 25% を越えて拠出金を支払う義務はない。

(b) 理事会は、すべての加盟国の 2/3 の多数によって、特別な状況を理由として加盟国の拠出金を暫定的に軽減することを決定することができる。特に、加盟国の一人あたり国民所得が理事会により同じ多数決によって決定される額以下である場合には、この状態はこの規定にいう特別な状況とみなされる。

2. 各加盟国は、選択的計画への参加に関心がないと明瞭に宣言し、その結果、計画に参加しない限り、第 5 条 1(b) に定める各選択的計画の実施経費に拠出する。すべての加盟国が別段の決定を行う場合を除いて、所与の計画への拠出比率表は、統計が利用可能な最も新しい 3 年間の各参加国の国民所得の平均に基づいて作成される。この拠出比率表は、3 年毎に又は理事会が 1 の規定に基づいて新しい拠出比率表を作成することを決定する場合に改正する。しかしながら、いずれの参加国も、当該比率表の運用によって、審議された計画の拠出総額の

25%を越える拠出金を支払う義務はない。ただし、各参加国の出資率は、計画の採択の際に又は計画の実施中にすべての参加国が別段の決定を行わない限り、1に定める方式に従って作成される自国の拠出率の少なくとも25%に等しくなければならない。

3. 1及び2に定める拠出比率表の作成のために利用される統計システムは同一であり、財政規則に明記される。

4.(a) 欧州宇宙研究機構設立条約又は欧州ロケット開発機構設立条約の締約国ではなかった国で、この条約の締約国となる国は、その拠出金の支払に加えて、機関の財産の現在価値に応じて特別な支払を行わなければならない。理事会はすべての加盟国の2/3の多数によって、この特別な支払の額を決定する。

(b) (a)に基づき行われる支払は、理事会がすべての加盟国の2/3の多数によって別段の決定を行わない限り、他の加盟国の拠出金を軽減するために使用する。

5. 本条の規定に基づいて支払うべき拠出額は、附属書2の規定に基づいて支払われる。

6. 事務局長は、理事会の指示に従うことを条件として、機関の任務に適合しない条件の対象とならない場合には、機関への寄付及び遺贈を受け取ることができる。

第14条 協力

1. 機関は、理事会がすべての加盟国の全会一致によって行う決定に基づき、他の国際組織及び機関並びに非加盟国の政府、組織及び機関と協力し、これらの組織及び機関とこの目的のための協定を締結することができる。

2. この協力は、第5条1(a)(ii)又は第5条1(b)に基づく1以上の計画への非加盟国又は国際組

織の参加の形態をとることができる。1の規定に基づいて行うべき決定を条件として、この協力の詳細な方式は、理事会により、審議される計画の参加国の2/3の多数によって、各場合において定められる。これらの方式は、理事会がもっぱら非加盟国が参加する計画にのみ関係する問題を検討する場合に、当該非加盟国が理事会において投票権を有することを定めることができる。

3. この協力はまた、第5条1(a)(i)に基づく将来のプロジェクトの研究に最小限の拠出を行うことを約束する非加盟国に準加盟国の地位を与えるという形態をとることができる。理事会は、各場合において、すべての加盟国の2/3の多数によって、この協力の詳細な方式を定める。

第15条 法的地位、特権及び免除

1. 機関は法人格を有する。
2. 機関、職員及び専門家並びに加盟国の代表は、附属書1に定める法律上の能力、特権及び免除を享受する。
3. 機関の本部及び第6条に基づいて設立された施設に関する協定は、機関と本部又は当該施設のある加盟国の間で締結する。

第16条 改正

1. 理事会は、この条約並びに附属書1の改正を加盟国に勧告することができる。改正を提案することを希望する加盟国は、この旨を事務局長に通告する。事務局長は、このように通告された改正を、理事会による検討の少なくとも3カ月前に加盟国に通知する。
2. 理事会によって勧告された改正は、フランス政府がすべての加盟国によるその受理の通告を受けた30日後に効力を発生する。フランス政府は、すべての加盟国に当該改正の効力発生の日を通知する。

3. 理事会は、改正がこの条約に矛盾しないという条件で、すべての加盟国の全会一致によって行う決定により、この条約の他の附属書を改正することができる。改正は、理事会がすべての加盟国の全会一致によって決定を行う日に効力を生ずる。事務局長は、すべての加盟国にこのように採択された改正及びその効力発生の日を通知する。

第 17 条 紛争

1. この条約又はその附属書の解釈若しくは適用に関する 2 以上の加盟国間又は 1 以上の加盟国と機関の間の紛争、並びに理事会の調停によって解決されない附属書 1 の第 26 条に定めるいずれかの紛争は、紛争のいずれか一方の当事者の要請によって仲裁裁判に付託される。

2. 紛争当事者が別段に決定を行わない限り、仲裁裁判の手続は、本条及び理事会がすべての加盟国の 2/3 の多数によって採択する追加規則に基づいて行われる。

3. 仲裁裁判所は 3 人の仲裁人で構成する。各紛争当事者は、1 人の仲裁人を任命する。最初の 2 人の仲裁人は、仲裁裁判所長となる第 3 番目の仲裁人を任命する。2 に定める追加規則は、この任命が所定の期間内に行われなかった場合に従うべき手続を定める。

4. 加盟国及び機関は、紛争当事者でない場合に、仲裁裁判所が事件の解決に実質的な利益を有すると考える場合には、仲裁裁判所の同意によって訴訟に参加することができる。

5. 仲裁裁判所は開廷地を決定し及び手続規則を定める。

6. 仲裁裁判所の決定は仲裁人の過半数によって行われる。仲裁人は投票を棄権することができない。決定は紛争当事者にとって最終的でありかつ拘束力を有する。決定に対していかなる上訴も提起することはできない。当事者は遅滞なく決定に従うものとする。決定の意味及び範囲に関して異議がある場合には、仲裁裁判所は、一方の紛争当事者の要請によって決定を解釈する。

第 18 条 義務の不履行

この条約から生ずる義務を履行しない加盟国は、理事会がすべての加盟国の 2/3 の多数によって行う決定によって、機関の加盟国であることを停止する。この場合に第 24 条の規定を適用することができる。

第 19 条 権利及び義務の継続

機関は、この条約の効力発生の日に、欧州宇宙研究機構及び欧州ロケット開発機構の権利及び義務の全体を引き継ぐ。

第 20 条 署名及び批准

1. この条約は 1975 年 12 月 31 日まで欧州宇宙会議の構成国の署名に開放される。この条約の附属書は条約の不可分の一部をなす。
2. この条約は、批准又は受諾を必要とする。批准書又は受諾書はフランス政府に寄託する。
3. 署名国は、条約の効力発生の後、批准書又は受諾書の寄託まで、投票権なしに機関の会合に参加することができる。

第 21 条 効力発生

1. この条約は、欧州宇宙研究機構又は欧州ロケット開発機構の加盟国である次の国が条約に署名しかつフランス政府に批准書又は受諾書を寄託した場合に効力を生ずる。ドイツ連邦共和国、ベルギー王国、デンマーク王国、スペイン、フランス共和国、イタリア共和国、オランダ王国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、スウェーデン王国、及びスイス連邦。条約は、その効力発生の後

に条約を批准し、受諾し又は加入する国に関しては、当該国による批准書、受諾書又は加入書の寄託の日に効力を生ずる。

2. 欧州宇宙研究機構設立条約及び欧州ロケット開発機構設立条約は、この条約の効力発生の日に終了する。

第 22 条 加入

1. いずれの国も、この条約の効力発生の日から、すべての加盟国の 2/3 の多数によって行われる理事会の決定によって、この条約に加入することができる。

2. この条約への加入を希望する国は、この旨を事務局長に通告する。事務局長は、この要請を決定のために理事会に提出する少なくとも 3 カ月前に加盟国に通知する。

3. 加入書はフランス政府に寄託する。

第 23 条 通告

フランス政府は、すべての署名国及び加入国に以下のことを通告する。

(a) 各批准書、受諾書又は加入書の寄託の日。

(b) 第 16 条 2 に定めるこの条約及び改正の効力発生の日。

(c) 加盟国による条約の廃棄。

第 24 条 廃棄

1. いずれの締約国も、効力発生の日から 6 年を経過した後、フランス政府への通告によって、この条約を廃棄することができる。フランス政府は、廃棄を他の加盟国及び事務局長に通告する。廃棄は、フランス政府へ通告された年の次の会

計年度の終了時に効力を生ずる。当該国は、廃棄が効力を生じた後、廃棄通告がフランス政府に対して行われた会計年度の自国が参加した予算並びに前の会計年度の予算として、可決され使用された誓約予算に対応する払込予算の分担額を支払う義務を有する。

2. 条約を廃棄する加盟国は、機関に財産の使用の継続又は当該国の領域でのその若干の活動の続行を保証する特別な協定を機関と締結する可能性がない限り、自国の領域で生ずる財産の滅失を機関に補償しなければならない。この特別な協定は、財産の使用の継続及び活動の続行について、特にどのような措置においてかつどのような条件で、この条約の規定が、廃棄が効力を生じた後も継続して適用されるかを決定する。

3. 条約を廃棄する加盟国及び機関は、共同で、当該国の負担とすることができる補足的な義務を決定する。

4. 当該国は、廃棄の効力発生の日まで、既得権を留保する。

第 25 条 解散

1. 機関は、加盟国の数が 5 以下に減少する場合に解散する。機関は、加盟国の合意によっていつでも解散することができる。

2. 理事会は、解散の場合に、当該時に機関の本部及び施設が自国の領域にある国と交渉する精算機関を任命する。機関の法人格は、精算の必要のために存続する。

3. 資産は、解散の際に機関の加盟国である国の間で、これらの国がこの条約の締約国となって以来、実際に支払われた拠出金の比率に応じて分配する。負債がある場合には、これらの加盟国が現在の会計年度について定められた拠出金の比率に応じて負債を負担する。

Version date:
11/7/2014 10:37:00 AM

International Outer Space Law, Volume 3, Part 1
OPS-Alaska

第 26 条 登録

フランス政府は、この条約の効力発生と同時に、国際連合憲章第 102 条の規定に基づき国際連合事務総長に対してこの条約を登録する。

附属書 2
財政規定

第 1 条

1. 機関の会計年度は 1 月 1 日から同年の 12 月 31 日までとする。
2. 事務局長は、遅くとも各年の 9 月 1 日までに加盟国に次のものを送付する。
 - (a) 一般予算案。
 - (b) 計画予算案。
3. 一般予算は以下のものを含む。
 - (a) 固定共通経費を含む条約の第 5 条 1(a) (i)、(iii) 及び(iv) に定める活動並びに流動共通経費及び条約第 5 条 1(a) (ii) 及び(b) に定める計画に関する支援経費に関連する支出見積が記載される「支出」の科目。固定あるいは流動共通経費及び支援経費は財政規則において定める。支出見積は活動の種類毎に及び大項目毎に分類する。
 - (b) 「収入」の科目には、以下のものを記載する。
 - (i) 固定共通経費を含む、条約第 5 条 1(a) (i)、(iii)、(iv) に掲げる活動に関連する支出に対するすべての加盟国の拠出額。(ii) 流動共通経費、及び、財政規則に基づき、条約の第 5 条 1(a)
 - (ii) 及び(b) に定める計画に割り当てられる支援経費に対する参加国の拠出額。
 - (iii) その他の収入。
4. 各計画の予算は次のものを含む。
 - (a) 「支出」の科目は次のものを記載する。

- (i) 財政規則に定められるような大項目により分類される、計画に関連する直接支出の見積。
 - (ii) 流動共通経費及び計画に関連する支援経費の見積。
- (b) 「収入」の科目は次のものを記載する。
- (i) この規定の(a) (i) に定める直接支出に対する参加国の拠出額。
 - (ii) その他の収入。
 - (iii) 参考として、一般予算において見積もられる、流動共通経費及びこの規定の(a) (ii) に定める支援経費に対する参加国の拠出額。
5. 理事会による一般予算及び各計画予算の承認は各会計年度初頭に行う。
6. 一般予算及び計画予算の準備及び執行は財政規則に基づいて行われる。

第2条

1. 理事会は、状況によって必要とされる場合には、事務局長に対して改正予算を提出するように要求することができる。
2. 追加支出を生じさせるいかなる決定も、理事会が事務局長によって提出された新しい支出見積りに同意しない限り、承認されたものとみなさない。

第3条

1. 事務局長は、理事会が要求する場合には、一般予算又は検討される計画予算に次の会計年度の支出見積りを含めなければならない。
2. 理事会は、機関の年次予算の採択の際に、価格水準の変動及び計画の実施中に生ずる予想外の変化を考慮して、財源の程度を再検討し、必要な調整を行う。

第4条

1. 条約第5条に定める活動として許可された支出は、この条約の第13条に基づき決定される拠出金によってまかなわれる。
2. 国家が、この条約の第22条に基づき、この条約に加入する場合には、他の加盟国の拠出額の新たな決定を行う。理事会が定める日に効力を生ずる新しい拠出比率表は、既存の拠出比率表についてと同じ基準年度に関する国民所得の統計に基づいて作成される。償還は、必要な場合には、すべての加盟国によってその会計年度について払い込まれた拠出金が理事会の決定に適合するように行われる。
- 3.(a) 機関の財政を確保するのに適切な拠出金の支払の方式は、財政規則によって決定する。
- (b) 事務局長は、加盟国にその拠出額及び支払を行うべき日を通知する。

第5条

1. 機関の予算は計算単位で示される。計算単位は0.88867088グラムの純金と定める。理事会は、すべての加盟国の2/3の多数による決定によって、その他の計算単位の定義を採択することができる(記者注:1997年3月4日に採択された理事会決議(ESA/C-M/CXXIX/Res. 2(Final))でEcuが計算単位として導入された。)
。
2. 各加盟国は自国の通貨で拠出金を支払う。

第6条

1. 事務局長は、すべての収入及び支出の正確な会計簿をつける。会計年度の終わりに、事務局長は、財政規則に基づきこの条約第5条に定める各計画についての個別の年次会計簿を作成する。
2. 会計検査委員会は、予算会計簿、予算及び財政管理、並びに財政的影響を有するその他のすべての行為を検査する。理事会は、すべての加盟国の2/3の多数によって、複数の加盟国を指名する。これらの加盟国は、衡平な基礎に立って交

替で、なるべく自国の上級の官吏から会計検査官を任命するよう求められる。理事会は、これらの検査官の中から、同じ多数決によって、3年を越えない任期で委員長を任命する。

3. 会計検査は、書類審査によるが、必要な場合には実地検査を行うものとし、支出が予算規定に適合していることを確保し、かつ簿記が合法的かつ規則的に行われていることを確認することを目的とする。委員会はまた、機関の財源の経済的な管理に関する報告を行う。委員会は、各会計年度の終了時に、委員の過半数によって採択する報告書を作成し、理事会に送付する。

4. 会計検査委員会は財政規則によって定められるその他のすべての任務を遂行する。

5. 事務局長は会計検査官にその任務を遂行するために必要な情報及び援助を与える。

付属書 3

条約第 5 条 1(B) に定める選択的計画

第 1 条

1. 理事会議長は、条約第 5 条 1(b) に定める選択的計画を実現しようとする提案が提出される場合には、当該提案を検討のためにすべての加盟国に通知する。

2. 理事会が、条約第 11 条 5(c) (i) の規定に基づき、機関の枠内で選択的計画の実現に同意した場合には、当該計画に参加する意図を持たない加盟国は、3 カ月以内に当該計画への参加に関心を持たないことを明瞭に宣言しなければならない。参加国は、第 3 条 1 の規定に従うことを条件として、次のことに関する誓約を明記する宣言を作成する。

(a) 計画の諸段階。

(b) その実現の条件、特に日程表、計画の予算総額及び各段階に関する予算額、並びに管理及び実施に関するその他の措置。

(c) 条約第 13 条 2 に基づき定められる拠出比率表。

(d) 最初の確定財政誓約の期間及び額。

3. 宣言は、施行規則案が理事会の承認に提出されるのと同時に、通知のために理事会に送付される。

4. 参加国は、宣言が定める期間内に、宣言及び施行規則に定める措置に同意することができない場合には、参加国であることを停止する。他の加盟国は、後に、参加諸国と決定する条件において当該措置に同意することによって、参加国となることができる。

第 2 条

1. 計画は、条約の規定及び、この付属書又は施行規則に別段の定めがある場合を除いて、機関の現行規則及び手続に基づき実施される。理事会の決定は、この

附属書及び施行規則に基づき行われる。この附属書又は施行規則に明瞭な規定がない場合には、この条約又は理事会の事務規則によって定める投票規則を適用する。

2. 新しい段階の開始に関する決定は、すべての参加国の 2/3 の多数—ただし、この多数が計画への拠出額の少なくとも 2/3 に相当することを条件とする—によって行われる。新しい段階を開始する決定をすることができない場合であっても、計画の実施を継続することを希望する参加国は、相互に協議し、継続の方式を定める。

これらの国は、理事会にその旨を通知し、理事会は、必要な措置を講ずる。

第 3 条

1. 参加国は、計画がプロジェクト定義段階を含む場合には、当該段階の終了時に計画の経費の新たな見積を行う。この新しい見積によって、第 1 条に定める予算総額を 20% 以上超過することが明らかになる場合には、参加国は、計画から脱退することができる。参加国は、それにもかかわらず計画の実施を継続することを希望する時には、相互に協議し、継続の方式を定める。当該参加国は理事会にこのことを通知し、理事会は、必要な措置を講ずる。

2. 理事会は、宣言に定める各段階で、すべての参加国の 2/3 の多数によって、検討される計画の予算総額又は各段階に関する予算額の枠内で、年次予算を採択する。

3. 理事会は、価格水準が変動する場合に、計画の予算総額又は各段階に関する予算額を改正することを可能にする手続を定める。

4. 計画の予算総額又は各段階に関する予算額が、1 及び 3 に定めるもの以外の動機で改正されなければならない場合に、参加国は次の手続を適用する。

(a) いずれの国も 1 に定める手続に基づき決定する当初の予算総額、又は新しい予算総額の 20% 以上の経費を累積して超過しない場合には、計画を脱退することはできない。

(b) 各参加国は、当該予算総額の 20%以上の経費を累積して超過する場合には、計画から脱退することができる。それにもかかわらず計画の実施を継続することを希望する国は、相互に協議し、拠出の方式を定め理事会に通知する。理事会は、必要な措置を講ずる。

第 4 条

機関は、参加国のために行動し、衛星、宇宙システム及び計画の枠内で生産されるその他の財産、並びにその実施のために獲得した施設及び設備の所有者である。理事会は財産の譲渡を決定する。

第 5 条

1. 加盟国による条約の廃棄は、当該国が参加するすべてのプログラムからの脱退を伴う。条約第 14 条の規定は、これらの計画から生ずる権利及び義務に適用する。
2. 第 2 条 2 の規定の適用による計画への参加を継続しないという決定、又は第 3 条 1 及び 4(b) の規定の適用による計画からの脱退の決定は、理事会が当該条項において定める通知を受理した日に効力を生ずる。
3. 第 2 条 2 の規定の適用によって計画への参加を継続しないことを決定する参加国、又は第 3 条 1 及び 4(b) の規定の適用によって計画から脱退する参加国は、脱退が効力を生ずる日まで、参加国の既得権を保持する。この日から、計画に関するいかなる権利又は義務も、当該国がもはや参加していない計画の部分について生ずることはない。当該国は、当該会計年度又は前の会計年度の予算として可決されかつ現在実施中の計画段階に関する誓約予算に対応する払込予算の分担額を支払わなければならない。ただし、参加国は、宣言において、全会一致によって、計画への参加を継続しないことを決定する国又は計画から脱退する国が、当初の計画の予算総額又は各段階に関する予算額の分担分の全額を支払わなければならない旨の合意を行うことができる。

第 6 条

1. 参加国は、計画への拠出額の少なくとも 2/3 に相当するすべての参加国の 2/3 の多数によっ

て、計画の実施を停止する決定を行うことができる。

2. 機関は、参加国に施行規則に基づく計画の達成を通告する。計画は、当該通告の受領と同時に失効する。

附属書 4 国家計画の国際化

第 1 条

国家計画の国際化の主たる目標は、各加盟国が単独で又は他の加盟国と協力して開始することを計画する新しい民事宇宙プロジェクトに参加する可能性を、機関の場で、他の加盟国に与えることである。

この目的上、

- (a) 各加盟国は、当該プロジェクトについて B 段階(プロジェクト定義段階)の開始以前に機関の事務局長に通告する。
- (b) 日程表及び参加の提案の内容は、他の加盟国がプロジェクトに関する作業の相当な部分を開始することを可能にするものでなければならない。機関は、これに反対する理由及び率先してプロジェクトを開始する加盟国が、他の加盟国への作業の割当てに付することを希望するいかなる条件をも迅速に通知されなければならない。
- (c) 率先してプロジェクトを開始する加盟国は、その技術的管理のために提案する方式を明確にし、同時に、当該方式の理由を示すものとする。
- (d) 率先してプロジェクトを開始する加盟国は、経費の水準並びに経費及び作業の分担の方法が、プロジェクトに関する決定によって課された日程表の限度内で行われることを条件として、すべての合理的な対応を当該プロジェクトの枠内に組み込むためにあらゆる努力を払う。当該国は、プロジェクトが附属書 3 に基づいて実施されなければならない場合には、続いて当該附属書に基づく提案を行う。
- (e) 機関の枠内でのプロジェクトの実施が、当該プロジェクトが率先してプロジェクトを開始する加盟国によって当初提案された程度において他の加盟国の参加を生じさせないという事実のみによって排除されることはない。

第2条

加盟国は、自国が非加盟国と協力して開始する二国間及び多国間宇宙プロジェクトが、機関の科学的、経済的又は産業上の目的を損なわないようあらゆる努力を払う。特に、

(a) 加盟国は、通知がプロジェクトを損なわないと考える範囲で、これを機関に通知する。

(b) 加盟国は、より広範な参加の枠を作るために、このように通知されたプロジェクトについて他の加盟国と討議する。より広範な参加が可能であると明らかになる場合には、第1条(b)から(e)に定める手続が適用される。

付属書 5
産業政策

第 1 条

1. 事務局長は、この条約第 7 条に定める産業政策の適用にあたっては、この付属書の規定及び理事会の指示に基づいて行動する。
2. 理事会は、機関の活動に応じて産業の潜在力及び構造、並びに、特に次のことを検討する。
 - (a) 産業の一般構造及び産業グループ。
 - (b) 産業における望ましい専門化の程度及びこれを達成する方法。
 - (c) 関連する国家産業政策の調整。
 - (d) 他の国際組織の関連産業政策との相互作用。
 - (e) 産業生産能力と市場の可能性との間の関係。
 - (f) 機関の産業政策に従うこと、かつ、適当な場合には、当該政策を適応させることを可能にするための産業界との対話の組織化。

第 2 条

1. 機関は、すべての契約の締結にあたって、加盟国の産業及び組織を優先する。ただし、条約の第 5 条 1(b) に定める各選択的計画内では、参加国の産業及び組織を特に優先する。
2. 理事会は、機関が上記の優先条項に抵触することができるか及びどの程度抵触することができるかを決定する。
3. 企業の一の加盟国への所属は次の基準に照らして判断される。その本社、決定中枢及び研究所の所在地、及び作業が実施されなければならない領域。理事会

は、疑わしい場合には、企業が一の加盟国に属するとみなすべきかどうか決定する。

第3条

1. 事務局長は、契約の割当に至る行動の当初の段階において、かつ入札に付す前に、次の契約について従うべき調達方針案を理事会による承認のために提出する。

(a) 見積額が産業政策に関する規則によって定められる、かつ、作業の性質に依存する若干の限度を超過する契約。

(b) 事務局長の見解では、産業政策に関する規則又は理事会が定める追加の指示によっては十分に規律されない契約、又は当該規則若しくは指示と抵触する可能性がある契約。

2. 理事会は、1に定めるような、事前に理事会に提出する必要がある分野を明確にするために役立つと判断する場合には、1(b)の規定に掲げる追加の指示を定期的に定める。

3. 事務局長は、次の場合を除いて、別段に理事会に提出することなく、機関の契約を直接に割り当てる。

(a) 事務局長が、請負見積書の算定から、その選択が、1の規定の適用によって、理事会により事前に与えられる指示又は第1条2に定める理事会の検討の結果として採択される産業政策に関する一般的な指示に反することになる契約者を推薦することになる場合。この場合、事務局長は、当該事例を決定するために理事会に提出する。その提出にあたって、事務局長は、適用除外が必要であると考える理由を述べ、また理事会の他の決定が、技術上、運用上その他の面で、勧告し得る選択方法であるかどうかを示すものとする。

(b) 特別な理由で、理事会が契約の割当の前に新たな検討を行うことを、決定した場合。

4. 事務局長は、理事会に機関の産業政策の実施を可能にするように、経過した期間中に割り当てられた契約並びに次の期間中に予定された契約の割当に至る行動に関して、指定された定期的な期間を置いて、理事会に報告する。

第 4 条

機関の契約全体の地理的配分は次の一般規則によって定める。

1. 加盟国の全体的な償還率は、加盟国全体において締結された契約総額に比して計算された、当該加盟国が得た契約率とその拠出額全体の比率との間の関係として定められる。ただし、この償還総額の比率の計算にあたって、次の計画の枠内で加盟国が締結した契約又は加盟国が支払った拠出金は考慮されない。

(a) 関連する取極がこの目的のための規定を有すること又はすべての参加国がその後全会一致で同意することを条件として、欧州宇宙研究機構設立条約第 8 条の規定に基づき開始された計画。

(b) 当初のすべての参加国が全会一致によって同意することを条件として、この条約の第 5 条 1(b) の規定に基づき開始された計画。

2. 償還率の計算にあたって、各契約額は、その技術的利益に応じて調整される。調整要素は理事会が定める。その額が大きい場合には、いくつかの調整要素が同じ契約について適用される。

3. 機関によって締結された契約は、すべての償還率が 1 に等しくなる理想的な状態に近づかなければならない。

4. 償還率は 3 カ月毎に計算し、5 に定める公式検討のために累積的に示すものとする。

5. 契約の地理的配分の状況の公式検討は 3 年毎に行う。

6. 各加盟国について、状況の公式検討の各々の間の契約の割当は、各公式検討の際の全体的な累積償還率が理想的な値にほぼ近いようなものでなければならぬ。最初の 3 年間については、累積償還率の下限を 0.8 に定める。理事会は、各

公式検討の際に、次の3年間についてのこの下限の値を改正することができる。ただし、当該値は、決して0.8以下にはならない。

7. 償還率とは別の見積りが、理事会が定める契約の種類、特に先端研究・開発契約並びにプロジェクトに付随する技術に関する契約について行われ、理事会に通知される。事務局長は、定められるべき定期的な期間を置いて、不測の不均衡な状態を是正するために必要な措置を決定するために、当該見積りを理事会と討議する。

第5条

1. 事務局長は、各3カ年について定める正式の検討の際に、加盟国の償還率が、第4条6に定める下限を下回る場合には、1年の期間内にこの状態を是正するための提案を理事会に提出する。これらの提案は契約の締結を定める機関の規則の枠内で行われる。

2. 事務局長は、この1年の期間の後に不均衡が残る場合には、当該状態を是正する必要が契約の締結を規律する機関の規則に優先する旨の提案を理事会に提出する。

第6条

産業政策を理由として行われる、特定の分野における、機関の契約の割当のために入札から加盟国の特定の企業又は機関を除外する目的を有する決定は、当該加盟国の同意を必要とする。